

## 涉税鉴证

国家税务总局于2006年7月13日发布国税函[2006]682号文《关于非涉税中介机构从事涉税鉴证业务有关问题的批复》强调：

- 国家对从事涉税鉴证业务，实行严格的准入制度。对于不具备注册税务师行业执业资质、未纳入注册税务师行业监管的单位和其他中介机构一律不得承办涉税鉴证业务。

《注册税务师行业管理暂行办法》第七条规定，“对税务师事务所按有关规定从事涉税鉴证业务出具的鉴证报告，税务机关应当承认其涉税鉴证作用”。

## 流转税

国家税务总局于2006年6月4日发布国税发[2006]80号文《关于纳税人销售自产建筑防水材料并同时提供建筑业劳务征收流转税问题的通知》规定：

- 纳税人销售自产建筑防水材料的同时提供建筑业劳务，凡符合《国家税务总局关于纳税人销售自产货物提供增值税劳务并同时提供建筑业劳务征收流转税问题的通知》（国税发〔2002〕117号）规定条件的，对销售自产货物和提供增值税应税劳务取得的收入征收增值税，提供建筑业劳务收入(不包括按规定应征收增值税的自产货物和增值税应税劳务收入)征收营业税。
- 本通知自2006年5月1日起执行。

## 个人所得税

财政部、国家税务总局于2006年6月27日发布财税

## 税関連の鑑定証明

国家税務総局は2006年7月13日に国税書[2006]682番である「非税関連の仲介機構は税関連の鑑定証明業務に従事することに関する内容の意見付き返答」を公布しました。主な内容は下記の通りです。

- 税関連の鑑定・証明業務に従事することに対して、厳格な審査許可制度を実行する。公認税務士業界の執業資格を備えない組織、公認税務士業界の監視・管理部門に組み入れていない組織、その他の仲介機構はすべて税関連の鑑定・証明業務を引き受けてはならない。《公認税務士業界管理の暫定方法》の第七条には“税務士事務所が関連規定によって税関連の鑑定・証明業務に従事する時に発行された鑑定証明報告書に対して、税務機関はその税関連鑑定証明の作用を承認するべきである”。

## 流通税

国家税務総局は2006年6月4日に国税発[2006]80番である「納税者は自分で作る建物用防水材料を販売して、同時に建築業に労務を提供するのに対して、流通税を徴収することに関する知らせ」を公布しました。主な内容は下記の通りです。

- 納税者は自分で作る建物用防水材料を販売して、同時に建築業に労務を提供するのは、《国家税務総局は納税者が自分で作る品物を販売して増値性労務を提供して、同時に建築業に労務を提供することに対して、流通税を徴収することに関する知らせ》（国税発〔2002〕117番）の規定に合っているのは、自分で作る品物の販売と増値労務による収入に対して、増値税を徴収して、建築業に労務を提供することによる収入（規定に基づいて増値税を徴収すべきの自分で作る品物と増値税労務収入を含まない）に対して、営業税を徴収する。
- 当該知らせは2006年5月1日から実行する。

## 个人所得税

财政部、国家税務総局は2006年6月27日に财税[2006]10

**[2006]10 号文《关于基本养老保险费、基本医疗保险费、失业保险费、住房公积金有关个人所得税政策的通知》**  
主要内容有：

- 企事业单位和个人超过规定的比例和标准缴付的基本养老保险费、基本医疗保险费和失业保险费，住房公积金，应将超过部分并入个人当期的工资、薪金收入，计征个人所得税。
- 个人实际领（支）取原提存的基本养老保险金、基本医疗保险金、失业保险金和住房公积金时，免征个人所得税。

### 征收管理

国家税务总局于 2006 年 7 月 13 日发布国税发[2006]104 号文《关于换发税务登记证有关问题的补充通知》主要内容有：

- 为确保 2006 年全面换发税务登记证工作的顺利进行，税务登记表格发放可提前开始，可以在纳税人到税务机关办理纳税申报和涉税事项时发放；
- 换发税务登记证后，纳税人在银行开户时，开户银行必须按规定在税务登记证副本登录新的账号。对原有账号暂不作登录要求，但纳税人必须向税务机关报告；
- 国税局、地税局赋予同一纳税人的识别号必须一致，税务登记证字号为：省（市）国（地）税字+纳税人识别号。

### 出口退税

国家税务总局于 2006 年 7 月 12 日发布国税发[2006]102 号文《关于出口货物退（免）税若干问题的通知》内容为：

- 出口企业出口的下列货物，除另有规定者外，视同内销货物计提销项税额或征收增值税：
  - 国家明确规定不予退（免）增值税的货物；
  - 出口企业未在规定期限内申报退（免）税的货物；
  - 出口企业虽已申报退（免）税但未在规定期限内向税务机关补齐有关凭证的货物；

番である《基本老年保険料、基本医療保険料、失業保険料、住宅公共積立金に関する個人所得税政策の知らせ》を公布しました。主な内容は下記の通りです。

- 企業・国家機関と個人は失業保険料と基本老年保険料、基本医療保険料、住宅公共積立金に対して、規定された比率と基準より超過に納付された部分について、個人の当期給料、給料の収入に入れて、個人所得税を徴収すべきである。
- 個人は実際にもとに貯蓄された基本老年保険金、基本医療保険金、失業保険金と住宅公共積立金を受け取る時、個人所得税の徴収を免除する。

### 徴収管理

国家税務総局は 2006 年 7 月 13 日に国税発 [2006] 104 番である《税務登録証明書の交換に関する内容の補充》を公布しました。主な内容は下記の通りです。

- 2006 年に全面的に税務登録証明書の交換を順調に推進できることを確保するため、税務登録表の発給は早めに始まることができ、納税者が税務機関まで納税申告と税関連事項を取り扱う時、発給することができる；
- 税務登録証明書を交換した後に、納税者は銀行に口座を開設する時、取引銀行は必ず規定に基づいて税務登記証のコピーにて新しい口座を登録しなければならない。もとの口座に対してしばらく登録の要求を行わないで、しかし納税者は税務機関に必ず報告しなければならない；
- 国税局、地方税局が同一の納税者に与えた識別番号は必ず一致しなければならなくて、税務登記証番号は省（市）国（地）税番号+納税者の識別番号である。

### 輸出税還付

国家税務総局は 2006 年 7 月 12 日に国税発 [2006] 102 番である《輸出貨物税還付（免税）に関する若干内容の知らせ》を公布しました。主な内容は下記の通りです。

- 輸出企業より輸出される下記品物、別に規定がない限り、国内販売の品物と見なして販売の税額を計上して、或は増徴税を徴収すること。
  - 国家は明確に規定された増徴税を還付（免税）しない品物；
  - 輸出企業は規定の期限内に還付（免税）を申告していない品物；

- 出口企业未在规定期限内申报开具《代理出口货物证明》的货物；
  - 生产企业出口的除四类视同自产产品以外的其他外购货物。
  - 退税审核期为 12 个月的新发生出口业务的企业和小型出口企业，在审核期间出口的货物，应按统一的按月计算免、抵、退税的办法分别计算免抵税额和应退税额。对小型出口企业的各月累计的应退税款，可在次年一月一次性办理退税；对新发生出口业务的企业应退税款，可在退税审核期满后当月对上述各月的审核无误的应退税额一次性退给企业。原审核期间只免抵不退税的税收处理办法停止执行。
  - 从事进料加工业务的生产企业，应于取得海关核发的《进料加工登记手册》后的下一个增值税纳税申报期内向主管税务机关办理《生产企业进料加工登记申报表》；于发生进口料件的当月向主管税务机关申报办理《生产企业进料加工进口料件申报明细表》；并于取得主管海关核销证明后的下一个增值税纳税申报期内向主管税务机关申报办理核销手续。逾期未申报办理的，税务机关在比照《中华人民共和国税收征收管理法》第六十二条有关规定进行处罚后再办理相关手续。
  - 出口企业应按照有关规定办理出口退(免)税认定手续。出口企业在办理认定手续前已出口的货物，凡在出口退税申报期限内申报退税的，可按规定批准退税；凡超过出口退税申报期限的，税务机关须视同内销予以征税。
  - 本通知自 2006 年 7 月 1 日起执行。
- 国家税务总局于 2006 年 7 月 6 日发布国税函[2006]666 号文《关于保税区企业出口退税有关问题的批复》**内容为：
- 考虑到《对外贸易经营者备案登记办法》施行后保税区内出口企业可在境内区外办理报关出口业务的实际情况，总局同意对保税区内出口企业在境内区外的出口货物，按照现行有关出口退税办法办理退税。
- 輸出企業は還付（免税）を申告したが、規定期限内に税務機関に関連証拠を全部補わない品物；
  - 輸出企業は規定期限内に《代行輸出貨物証明》を申告していない品物；
  - 生産企業より輸出された、4 種類の見直された自分で作る製品の以外の外部購入品物。
  - 税金払い戻しの審査期限は 12 ヶ月である輸出業務が新しく発生する企業と小型の輸出企業は、審査期間で輸出した品物に関して、統一に月ごとによる免税、相殺、還付の計算方法によって、それぞれ免税と還付の税額を計算すべきである。小型の輸出企業の月累計した還付税金は、翌年の 1 月に 1 回限り税金の払い戻しを取り扱うことができる；輸出業務が新しく発生する企業の還付税額は、税金還付の審査期間が満期になる後のその月度に、上記の各月度の審査に対してまちがいが無いの還付税額を 1 回限りで企業に戻ることができる。従来の審査期間でただ免税或は相殺して、税金を払い戻さない税収処理の方法は、実行の停止とする。
  - 原料輸入加工業務に従事する生産企業は、税関より審査された《原料輸入加工登録マニュアル》を得た後の次の増値税申告期で、税務機関に《生産企業の原料輸入加工登録申告書》を取り扱うべきである；材料輸入の当月で税務機関に申告して《生産企業の原料輸入加工用材料の輸入申告明細表》を取り扱うべきである；そして、税関の審査証明を得た後の次の増値税納税期限内で、税務機関に申告して審査の手続きを取り扱うべきである。期限を過ぎて申告していないのは、税務機関は《中華人民共和国税金徴収管理法》の第 62 条の関連規定によって、それに対して処罰する後で更に関連の手続きを取り扱うべきである。
  - 輸出企業は関連規定によって輸出税還付（免税）の認定手続きを取り扱うべきである。輸出企業が認定の手続きを取り扱った前にすでに輸出された品物には、輸出税還付の申告期限内に税金の払い戻しを申告するのは、規定に基づいて税金の払い戻しを許可する；輸出税還付の申告期限が切れたのは、税務機関が国内販売と見なして徴税しなければならない。
  - 当該知らせは 2006 年 7 月 1 日から実行する。

**国家税务总局は 2006 年 7 月 6 日に国税書[2006]666 番である《保税区企業の輸出税還付の関連問題に関する意見付きの返答》を発表しました。主な内容は下記の通りです。**

- 《对外贸易经营者的登録方法》が実行された後、保税

区内の輸出企業は保税区の以外で通関申告と輸出業務を取り扱うことができる状況を考慮して、総局は保税区内の輸出企業が保税区の以外で輸出された貨物に対して、現行の関連輸出税還付の方法によって税金の払い戻しを取り扱うことを同意した。

## 动态信息

- 近日，国家建设部等六部委联合签发了《关于规范房地产市场外资准入和管理的意见》强调了外商设立房地产企业的准入门槛及境外机构和个人购房的限定条件，并进一步规范了监管制度。

以上信息仅提供德安客户及对本公司业务感兴趣之人士参考，我们将尽量确保上述信息的准确性，我们提请读者注意，上述内容系有关文件的摘要，在实际应用时，须参照全文为准。同时，我们欢迎各位就上述信息咨询本公司的专业人士，也欢迎各位登陆我们的网站 [www.dean CPA.com.cn](http://www.dean CPA.com.cn)。我们将为我们的客户提供实实在在的增值服务。上述摘编如中、外文不一致的，以中文为准。

## 動的情報

- 近日、国家建設部などの6つの部委員会は共同で《不動産市場の外資投入審査と管理に関する意見》を発行して、外国商人が不動産企業の設立に対する審査許可と海外機関と個人の住宅購入の限定条件を強調して、いっそうに監視管理の制度を規範しております。

以上の情報は参考資料として当社顧客と同業者の皆様に限って提供しており、私たちは出来る限りの努力をしてその確実性確保に努めます。閲覧の際にお気を付けて頂きたいのは、上記内容は関連資料の抜粋であり、実際の応用段階において必ず資料全文を研究、参照すること。また、当社の専門家は上記情報に関するお問い合わせ、ご相談を随時歓迎しており、当社ホームページ [www.dean CPA.com.cn](http://www.dean CPA.com.cn) もご覧になって頂ければと思います。

私たちはハイ・レベルでクライアントの皆様へ専門サービスを提供して参りますので、どうぞ、宜しくお願いします。また、上記抜粋情報について、中国語と外国語に一致しない部分があった場合、中国語原文を基準とします。

张有礼 联系电话：53832277 × 168  
Email: [ylzhang@dean CPA.com.cn](mailto:ylzhang@dean CPA.com.cn)

王伟文 联系电话：53832277 × 111  
Email: [weiwen@dean CPA.com.cn](mailto:weiwen@dean CPA.com.cn)

周剑英 联系电话：53832277 × 118  
Email: [jenny.zhou@dean CPA.com.cn](mailto:jenny.zhou@dean CPA.com.cn)